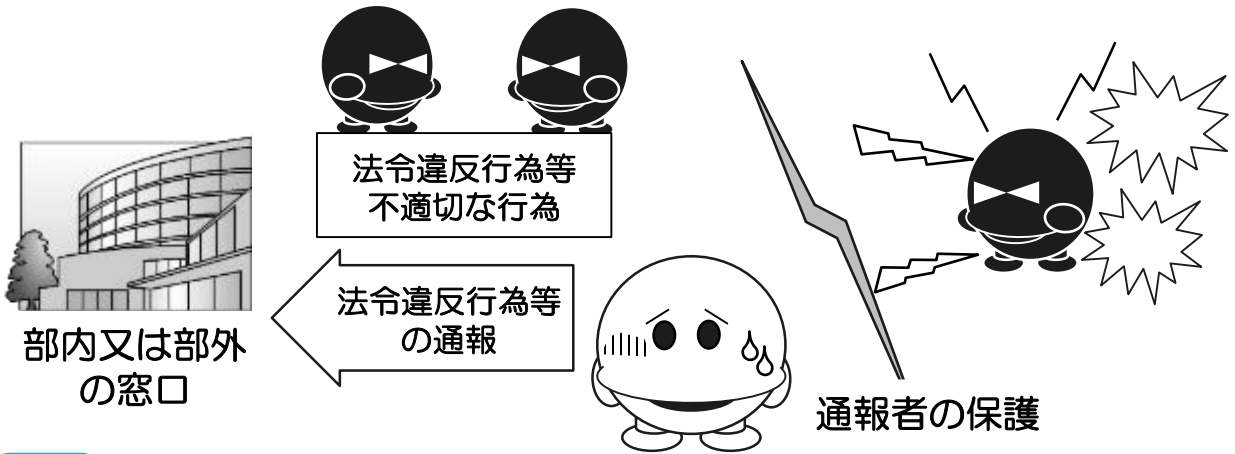


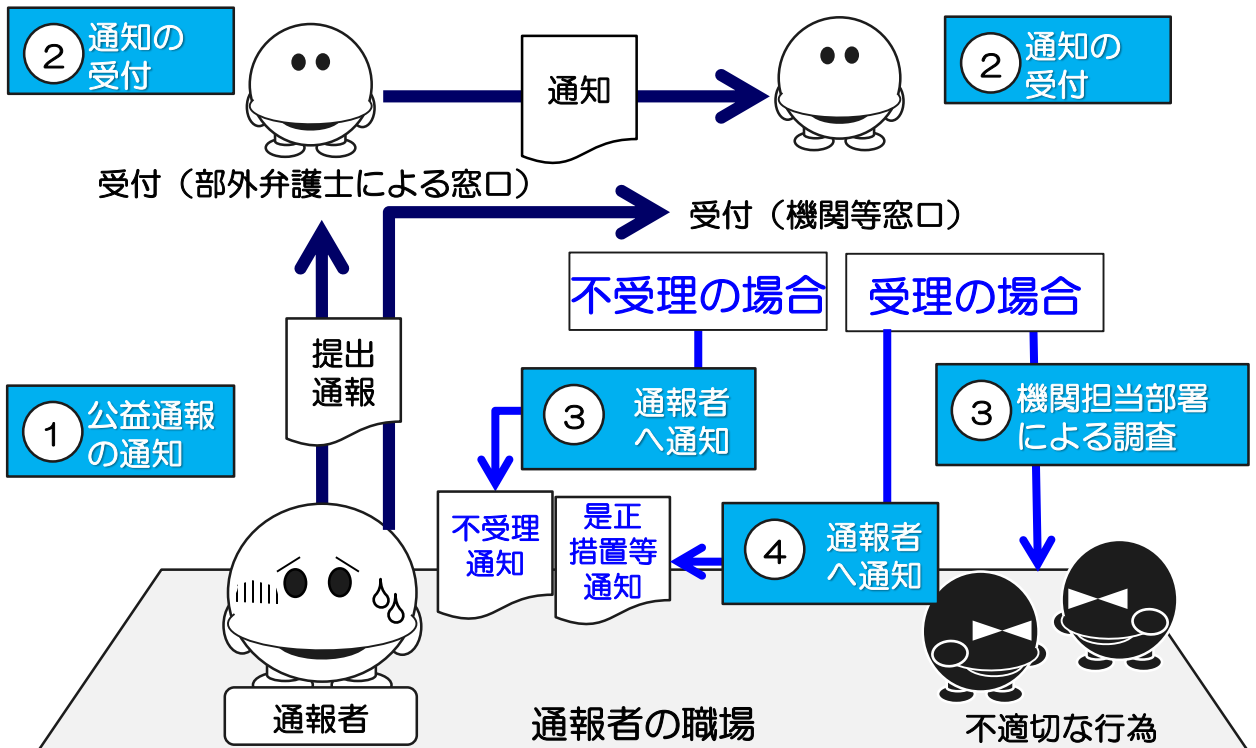
## 1 公益通報者保護制度って何だろう？

公益通報とは、防衛省・自衛隊の隊員等が防衛省・自衛隊又は隊員等の法令違反行為等について、通報窓口に通報することです。

また、公益通報者保護制度とは、公益通報を行ったことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けることのないよう保護する制度です。



## 2 公益通報はどのように対応されるの？



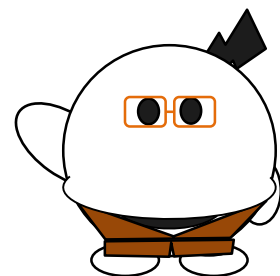
細部については、次ページ「3 公益通報のポイントは何？」を参照

3 公益通報のポイントは？

項目	内容
通報者	防衛省・自衛隊の隊員等
通報先	<p>部内：窓口 窓口として各機関等に所要の部署（総務担当部署）を指定</p> <p>部外：部外の弁護士による窓口（ヘルプライン窓口） 防衛省ホームページからアクセス可 ※ ヘルプライン窓口を通して通報した場合には、 通報者の承諾がない限り、ヘルプライン窓口から 防衛省本省には匿名で連絡されます。</p>
通報要領	<p>1 公益通報書（防衛省ホームページにも掲載）の提出 （直接持参、郵送、電子メール）により通報</p> <p>2 匿名の通報は、通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示して行われるものに限り、公益通報として受付</p>
通報内容	<p>法令違反行為（全ての法令違反行為及びそのおそれを含む。）が通報対象。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的のものを除く。 （防衛省では公益通報者保護法上の通報対象事実に限定せず）</p>
通報後の流れ	<p>1 記入漏れや誤記入等を確認し受付</p> <p>2 所要の要件を満たせば受理及び調査</p> <p>3 受理されない場合 （1）通報内容が通報対象事実にあたらないことが明白な場合 （2）通報内容が著しく不分明な場合 （3）通報内容が虚偽であることが明白な場合 （4）その他公益通報としての形式及び実質を備えていない場合</p>

通報により不利益を被らないかという不安があると思いますが、通報者に対する不利益な取扱い（例えばこれを理由としての不適切な人事異動や懲戒処分等）は禁止されているんだよ。

また、必要なフォローアップが行われるんだよ。



※ 通報窓口は57ページに記載しています。